

【取扱い厳重注意】

平成23年8月24日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤正嗣

平成23年8月24日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

福島県生活環境部原子力安全対策課 主幹 片寄久巳
農林水産部環境保全農業課 主幹 沢田吉男
保健福祉部食品生活衛生課 主任主査 遠藤昌彦
福島県原子力センター 主任主査 阿部幸雄

2 聴取日時

平成23年8月24日午後5時10分から午後7時20分まで

3 聴取場所

福島県自治会館2階特別会議室

4 聴取者

事務局 神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

食品のモニタリング等について（別紙のとおり）

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別 紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、福島県災害対策本部原子力班チームリーダーの片寄久巳氏、県庁農林水産部及び健康福祉部において、それぞれ農産物、水道水の放射能汚染への対応を行っている沢田吉男氏、遠藤昌彦氏及び緊急時モニタリング班に所属している原子力センターの阿部幸雄氏である。

2 初期の緊急時モニタリングについて

(原子力センター)

緊急時のモニタリングの各機関の役割は、計画策定、サンプリング、分析等すべて県が主体となって実施することとされており、現地対策本部は、県が作った計画を承認する立場である。県のモニタリング要員は災害発生後、大熊町にある原子力センターに集まることになっている。

今回の事故においては、3月12日午前5時ころに最初の緊急時モニタリングを実施したが、この時点ではまだ県の職員は到着しておらず、原子力センターにもともといた職員と国の数名の職員により可搬型のモニタリングポストを設置することが主な内容であった。県のモニタリング要員は、12日午前8時過ぎ20名が出発し、お昼過ぎに大熊町の原子力センターに到着をした。県の防災計画上、緊急時モニタリング班の中には資料採取チームという原乳、飲料水、葉菜、雨水の環境試料の採取等を行うチームがあるが、訓練時もそうであったように、ひとつのチームに放射線の測定や資料採取等の複数の役割を課すことが効率的であるので、マニュアルとは異なるが、今回の事故の際も同じように試料採取グループ等の振り分けをせずに班が編成された。

緊急時モニタリングの第一段階のモニタリングでは原乳、飲料水、葉菜、雨水の環境試料を採取することとされているが、12日の時点は、食品のモニタリングではなく、環境のどの範囲にどのような放射性物質による汚染が広がっているのかを見るという観点から、それぞれのチームには放射線量の計測と水道水及び大気浮遊塵の採取を実施するよう指示が出ていた。この日は合計3回モニタリングを実施しているが、原子力センター周辺は停電しており、水道水は採取できなかった。また、その時点では葉菜や原乳を採取するという話は出ていなかった。

福島第一原発から半径20キロ以内は避難区域に指定されており、それ以上に放射性物質が拡散することもないと考えていたが、3月15日に中通り地方でも放射性物質が検出されるようになってきたことから、環境中のどの範囲に放射性物質が放出されているかを見るために、3月15日夕方には、環境試料として雑草、雨水を採取した(分析の結果、午後5時に採取した雑草からは、ヨウ素131が13,500Bq/kg、セシウム134及び137が29,850Bq/kg、午後6時30分に採取した雨水からは、ヨウ素131が103,000Bq、セシウムが16,525Bq/kgが検出された)。ただ、これも食品の汚染状況の参考とするためのものという目的は特になかったと認識しているが、避難区域外でも空間線量が上がっていたので、飲食物にも及んでいる可能性があるという可能性もあったので、3月16日に川俣町の原乳と原子力センター福島支部の水道水の採取を行い、検査を実施した。その結果は3月19日に判明したが、原乳については3月17日に定められた暫定規制値を超えていた。

3 食品に対する県の対応

【取扱い厳重注意】

(農林水産部、健康福祉部)

3月15日、福島市や郡山市でも放射線量が急激に上がったことを受け、県庁の野菜類を所管している農林水産部と水道を所管している健康福祉部では、15日に県庁に移転してきた緊急モニタリング班に対し、これまでに原子力センターで、飲食物についてどのようなモニタリングを実施していたのか確認したところ、その時点では飲食物の検査は実施しておらず、水道水1か所しか検査していないことを知らされた。本来であれば、緊急時モニタリングは、県から原子力センターに派遣された県の要員等で実施されるべきものであったが、県が所有していたゲルマニウム半導体検出機の台数(当初は、原子力センター(大熊町)に3台、原子力センター福島支所(福島市)に2台)は多くなく、県単独で広範囲に拡散した放射性物質の検査に対応するモニタリングの実施は無理であったので、県の農林水産部長と健康福祉部長名で、現地対策本部長あてに、国において、野菜、原乳、水道水のモニタリングを実施するよう要望した。

現地対策本部も本来は緊急時モニタリングは県で行うべきものと考えていたが、この状況を見て、すぐに日本分析センターや理化学研究所と調整をし、食品や水道水の検査枠を確保してくれた。そして検査分析は国で実施し、サンプリングを県で行うこととなったが、県のモニタリング班だけでは間に合わないの、県の出先事務所に連絡をしてサンプリングを指示し、19日から本格的に飲食物の検査が始まった。

3月19日には、3月16日に県が依頼する前にモニタリング班により採取されていた原乳の検査結果が出たが、暫定規制値を超えていた。これを受けて、同日中に福島県では、川俣町の原乳の出荷自粛を要請した。さらに、3月20日には、他県の野菜から放射性物質が検出されたとの情報が入ってきたこと、原乳から出たということは野菜にも汚染が広がっているのではないかと懸念があったことから、農協等と調整をし、同日、福島県内の野菜のモニタリング結果が出るまでの間、県全域の露地野菜の出荷を自粛することを農協や市町村等に要請した。その翌日には政府からハウレンソウ、カキナ、原乳の出荷制限指示が出されている。

4 検査体制について

(原子力安全対策課、農林水産部)

当初、県で使用できるゲルマニウム半導体検出機は2台しかなかった。現地対策本部の放射線班の■■■さんのおかげで、野菜は1日30から40検体、水道は60検体程度の検査枠を確保できたが、自治体からは、とにかく自分たちの地域の野菜や原乳を先に検査してほしいという要望が多数あり、断るのが大変だった。3月末には政府が20台のゲルマニウム半導体検出機の購入手続きをしてくれるなどし、この9月末には県が持っているゲルマニウム半導体検出機は31台となる予定である。さらに県独自に8台を購入する予定で、今の予定では最終的に39台にまで増える予定である。

県としては、全域の食品をちゃんと検査するためには、年間500万検体を検査できる体制にしないとイケないと考えており、国に体制の整備を要望している。具体的には、1台の検出機では1日に20検体しか検査できないので、39台の検査器でも十分とはいえ、他に簡易なNaIシンチレーションサーベイメーター(1台500万円)1,000台の整備を国に要望しているところである。

現在、検査について、ボトルネックになっているのは検査機器の台数ではなく、どちらかと言えばサンプリングする人手の問題が大きい。サンプリングは種をまいた時期や土壌の履歴まで確認した上で実施しており、また、同じ場所で複数の検体を採取するわけでは

【取扱い厳重注意】

ないので、時間がかかり人手がとられている。